

令和 7 年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業 企画提案競技実施要領

1 趣旨

「令和 7 年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」に基づき実施するニホンジカ及びイノシシの捕獲業務の委託にあたり、契約候補者選定のために実施する企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

2 企画提案競技に付する業務

(1) 委託業務名

令和 7 年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業

(2) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）まで

(3) 委託内容

別添「令和 7 年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託料（経費見積限度額）

1 1, 5 5 6, 6 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※ 委託料は委託期間終了後に支払うものとする。

3 企画提案内容

「令和 7 年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）・（イノシシ）」における目標達成に向けた以下の内容及びその理由。

(1) 捕獲体制

ア 猟法ごとの実施地域、出猟日及び人員

イ 実施地域における銃猟実施予定箇所及びわな設置予定箇所

(2) 捕獲情報等の収集

ア 報告方法（報告時期、作業日報の様式）

イ 令和 7 年度ニホンジカ・イノシシ生息状況調査委託業務への協力（報告様式、協力体制）

(3) 安全管理

安全確保のための体制の構築、地域住民や関係者等に対する事業内容の周知及び緊急時（事故発生時）の対応方法

(4) 連絡調整・体制

捕獲対象地域における市町村、令和 7 年度青森県効果的捕獲促進委託業務等との連絡調整・体制

(5) 概算見積書

4 企画提案競技への参加要件

次の要件を満たす者とする。

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8

号) 第 18 条の 2 の規定により都道府県知事の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者又は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成 14 年環境省令第 28 号) 第 13 条の 6 に該当する者であること。

(2) 効果的な捕獲および安全に業務を遂行するため、本県におけるニホンジカ及びイノシシの捕獲の現状等に精通していること。

(3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定に該当しない事業者であること。

5 参加表明書及び確認書類の提出

令和 7 年 8 月 6 日(水) 17 時(必着)までに、参加表明書(別紙 1)を「7 提出先」まで持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

なお、参加要件を審査し、参加資格を有しないと認められる者については、本手続への参加を認めない旨及びその理由を書面により通知するものとする。

6 企画提案書等の提出

令和 7 年 8 月 19 日(火) 17 時(必着)までに、企画提案書を「7 提出先」まで持参又は郵送により提出すること。

(1) 企画提案書 1 部

(2) 概算見積書 1 部 ※消費税及び地方消費税を含めること。

【留意事項】

- ・ 企画提案書は A4 版縦片面印刷で、クリップ留めとすること。
- ・ 企画提案書の表紙には、タイトル「令和 7 年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業企画提案書」及び提案者名(会社名)を記載すること。
ただし、表紙以外には会社名、会社のマークその他企画提案者が特定できるものを記載しないこと。
- ・ 企画提案書の内容は別紙 2 に基づき作成すること。
- ・ 企画提案は 1 案のみとすること。
- ・ 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、企画提案者の負担とする。
- ・ 企画提案に係る質問は、令和 7 年 8 月 1 日(金) 17 時までに文書(持参、郵送又は電子メール)で行うこと。ただし、軽微な質問については電話でも可とする。
- ・ 概算見積書(内訳書含む)は、2 ページ以上になる場合はクリップ留めとし、ページ番号を付すこと。(縦横いずれも可)
- ・ 提出書類は返却しない。

7 提出先

〒030-8570

青森市長島 1-1-1 青森県環境エネルギー部自然保護課
(TEL. 017-734-9257 E-mail shizen@pref.aomori.lg.jp)

8 企画提案競技の審査方法及び契約候補者の選定

- (1) 青森県環境エネルギー部自然保護課に審査会を置く。
- (2) 審査は書類審査とする。
- (3) 審査会において、別に定める評価基準により企画提案書及び概算見積書を審査及び採点し、最高得点者として選定した審査員数が最も多い者を契約候補第一順位者とする。なお、最高得点者として選定した審査員数が同数となった場合は獲得点数の合計が高い者を選定する。
- (4) 審査結果については、審査終了後に速やかに文書で通知する。
- (5) 採用となった企画提案内容については、当該内容に限定されるものではなく、必要に応じて県と契約候補者とで協議を行うものとする。